

## 年休失効裁判！第1回口頭弁論開催！



1月24日、大阪地方裁判所で大阪第二運輸所の大谷川公明さんが年休の失効・時季変更権濫用に対して損害賠償を求めた裁判（通称「年休失効裁判」）の第1回口頭弁論が開催され、原告の大谷川さんが意見陳述を行いました。【裏面】

この裁判は、年休が失効した、また年休を申し込んだにもかかわらず年休を付与されなかつたことに対する損失と慰謝料を、会社に求めたもので、労働基準法39条では「使用者は

・・・労働者に対して、・・・有給休暇を与えなければならない」「使用者は・・・有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない」と定められています。

原告は、2015年4月の時点で、2014年に取得した年休20日が使用されず残っており、新たに20日分の年休を取得したので、合計40日分の年休権を有していました。2015年度に、原告は、合計で63回年休権を行使しましたが、うち26日について勤務に指定され、18日について公休日・特別休日に指定され、公休・特休は労働義務こそないものの年休ではないため、年休として休めたのは19日だけでした。そのため2014年度に取得した年休のうち1日分が行使されないまま2年を経過し、時効消滅（失効）し、2015年度に取得した20日分が2016年度に繰り越されました。

そして、2016年度、原告は新たに20日分の年休を取得し、合計40日の年休権を有していました。しかし、2016年度にも、合計65回の時季指定を行いました。42日が勤務指定され、9日が休日指定され、年休として休めたのは14日のみで、6日分が時効消滅し、20日分が今年度に繰り越されることとなりました。2年間で128回時季指定をしたうち、95回の妨害にあい、33回しか年休を認められなかったのです。

1月25日には、同じように東京の仲間が年休失効裁判の第1回口頭弁論を東京地方裁判所で闘いました。今回、東京で新たに4名の仲間が提訴しました。大阪とあわせて原告は7名になりました。

社員のみなさん、年休は、休養や家族などと余暇を過ごす大切な時間を保障するものであり、人間らしく生きるための労働者の権利です。年休の失効はあってはならないことです。年休失効の解消にむけて職場からしっかり声をあげていきましょう。

平成29年（ワ）第11592号 損害賠償事件

原告 大谷川 公明

被告 東海旅客鉄道株式会社

## 意見陳述書

大阪地方裁判所民事5部裁判官殿

平成30年1月24日

原告 大谷川 公明

本日は意見陳述を行う機会を与えて頂きありがとうございます。

私は、2014年度末に初めて2日の年次有給休暇が失効して以降、2015年度に1日が、2016年度には6日と、累積して9日分の年休が失効しました。

私の職場では、2003年の新幹線の品川駅開業や2005年の愛知万博の頃から新幹線の臨時列車の増発により、一部の社員に年休の時効消滅が発生し始めました。また同じ頃に本人の同意を得ることなく、一方的に休日勤務の指定を行うことも始まりました。必要な要員を配置することなく臨時列車の増発を繰り返してきた結果だと思えます。

この間、職場では「年休の抽選順位が1番でも年休が出ない」「1ヶ月、毎日年休を申し込んでも1日も発給されなかった」などの不満の声が出されていました。幸い私は、2013年度まで年休を失効することはありませんでしたが、2014年度以降は「ついに私のところまで年休の時効消滅がきたのか」という驚きの思いがありました。

毎年繰り返されてきた一方的な休日出勤の指定も今年度は4泊ないし5泊を指定するものとなっています。まさに職場は慢性的、恒常的な要員不足の状況そのものだと思っています。

被告会社は、今年の3月17日のダイヤ改正から「新幹線乗務員の車内業務見直し」の施策により、車掌の乗り組み人数を全列車3名から2名にしようとしています。現在の要員不足の状況による年休の時効消滅の事態も、この「車内業務見直し」という名の要員削減施策を遂行するための手段にしていると思えてなりません。近年、他労組に所属する社員では毎年のように年休を失効することが当たり前のようになっています。

11月28日の今裁判の提訴以降、「裁判、頑張ってください」「絶対に勝ってください」「判決までどれくらいの期間がかかるのですか」など多くの激励や期待の声をかけてもらっています。

私の願いは、付与された年間の20日の年休の権利を失効することなく、取得することが出来る職場状況にすることです。職場の社員は、疲弊しています。長年に渡って年休を時効消滅させられてきた他の社員の悔しい思いや怒り、無念の思いを代弁して裁判を闘います。公平・公正な判決に至るご審議を宜しく申し上げます。ありがとうございました。

以上